

## 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」のあり方検討懇話会設置要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」のあり方に関して検討するにあたり、有識者等の幅広い意見を反映させていくため、「ここ滋賀」のあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 首都圏における情報発信拠点としての「ここ滋賀」の今後のあり方に関する意見および助言
- (2) その他必要と認められる事項に関する意見および助言

### (組織)

第3条 懇話会は、7名以内の委員で組織する。

- 2 懇話会に座長をおき、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会の議長として会議の進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめその指名する委員が座長を代理する。

### (会議)

第4条 懇話会の会議は、商工観光労働部長が招集する。

- 2 商工観光労働部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和9年3月31日までとする。

### (運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、商工観光労働部観光振興局において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和6年9月11日から施行する。